

「徳島県読書バリアフリー推進計画（骨子案）」に係る パブリックコメントの実施結果について

令和3年3月10日（水）から令和3年4月9日（金）まで、「徳島県読書バリアフリー推進計画（骨子案）」について、パブリックコメントにより御意見を募集したところ、11名の方から19件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要と御意見に対する県の考え方は、次のとおりです。

	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	<p>点字図書、デージー図書等を作成する人材不足の件について、聴覚障がいのある方への動画への字幕導入等にも言えることですが、現状のボランティアに頼る姿勢のままでは限界があると思います。今後本気でバリアフリーを目指すのであれば、きちんと予算を組んで「仕事」として確立する必要があると思っています。ボランティアでは限界のあった学校図書館も、「仕事」として勤務するようになって初めて先生方と連携して学校図書館を支えていくことができるようになりました。ボランティア頼みのままでは真のバリアフリーは望めないのではないかと危機感を感じています。</p>	<p>・点訳・音訳図書の製作は専門性が高く、時間と集中力を要する仕事です。ボランティアに依存するのではなく、継続的に活動できるような方策を、関係機関とともに検討を行います。なお、若年者の製作人材育成のため、高校生を対象とした点訳・音訳講習会や製作体験等を実施する予定です。</p>
2	<p>製作人材についてですが、これからの時代は高校生、大学生など若年層に広げるといっても、ボランティアに頼るのは難しいと思います。広報誌を読むボランティアをしています。皆さんどう読むとわかりやすいか熱心に考え、正解を求めてされています。読みの調べ、校正を含めて想像以上に時間のかかる作業をしています。視聴覚障がい者支援センターでの養成講座は素晴らしい講座で、受けることによって読み方だけでなく専用ソフトのパソコン操作の仕方も習得でき、すぐ実践にこなげることができました。その講座をボランティアを養成するということで無料で受講させていただいたのはありがたかったですが、それでも今後音訳などの作業をボランティアに頼って人材を確保していくことには限界があるのではと思っています。</p>	<p>・音訳ボランティアの養成講習会を受講いただき、ありがとうございます。点訳や音訳ボランティアとして継続することがいかに難しいか、実際に活動されての御意見だと思います。高校生や大学生などの若年期に、バリアフリー図書等に触れ、製作体験をすることにより、将来の職業選択やボランティア活動につながるよう、取組をすすめてまいります。</p> <p>・また、御意見のとおり、今までのように点訳・音訳図書の製作をボランティア活動に依存するのではなく、継続的に活動できるよう、関係機関とともに検討を行います。</p>
3	<p>点訳・音訳をボランティアに頼るのではなく、その作業を資格化し、仕事として報酬を払うべきだと思う。そうすれば、在宅ワークとして従事できる人は増えるのではないかと。 「バリアフリー」→「マルチフリー」にしていければいいのではと思う。 また、学校の課外活動に「ボランティア部」「防災部」「手話部」「点字翻訳部」「朗読部」などを作って外部講師に入ってもらい、放課後活動にしていくとよいと思う。</p>	<p>・点訳・音訳図書の製作は専門性が高く、時間と集中力を要する仕事です。ボランティアに依存するのではなく、継続的に活動できるような方策を、関係機関とともに検討を行います。なお、若年者の製作人材育成のため、高校生を対象とした点訳・音訳講習会や製作体験等を実施する予定です。</p>

4	<p>高校生ですと、将来はアナウンサーなど志望している人が放送部に入っていると思いますが、この生徒さんたちに音訳講習などを受けてもらえたら上質な音訳図書が期待できると思います。もしもサピエ図書館に自分の音訳した図書が登録されたら、高校放送部での良い思い出になるでしょうし、そのまま続けてもらえたらありがたいことです。大人の方で音訳に興味のある方も、実はパソコン作業が必要となると尻込みされる方がおられますので、その点、若い方ならば抵抗なく作業してもらえと思っています。</p>	<p>・若年者の製作人材育成のため、高校生を対象とした点訳・音訳講習会や製作体験等を実施する予定です。高校生や大学生などの若年期に、バリアフリー図書等に触れ、製作体験をすることにより、将来の職業選択やボランティア活動につながるよう、取組を推進してまいります。</p>
5	<p>視聴覚障がい者支援センターでテキストデジタイズ図書を作成する講習を受けさせていただいています。そのときに感じたことは、テキストデジタイズ図書を作成する工程があまりに多いということです。紙の本を切断して、スキャナーで読み取り、そのデータをテキストに変換して、それをまた人の手できちんと編集していくのです。せっかく法律ができてデジタイズ図書を作成しても良いとなったのに、ならばその本を作った出版社から基礎のテキストデータを使用させてもらえという許可の法律までなぜないのでしょうか？ぜひ、国に問い合わせさせていただきたいです。作業効率を上げなければ、それを必要としている人に届くまで時間がかかりすぎると思うのです。</p>	<p>・著作権法において、「視覚障がい者情報提供施設」である徳島県視聴覚障がい者支援センターは、視覚障がい者等が利用するための方式として、視覚著作物のテキストデータ化が認められています。テキストデジタイズ製作過程において、OCRソフトによりテキスト化をしますが、出版社からテキストデータを御提供いただければ、この工程を省略することができ、効率化が図られます。国の「視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」においては、「3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」(第11条関係)で、出版社から特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する電磁的記録の提供等について検討していくと明記されていることから、国の動きと連携し、出版社からのデータ提供に向けた取組を推進してまいります。</p>
6	<p>今後はデジタイズ図書再生機等の読書支援機器のニーズも増える。現在は読書支援機器の日常生活用具の対象は障害者手帳を有する視覚障がい者に限られているが、今後は読書バリアフリー法で定められている全ての読書困難者に、対象を広げるべきと考えるが、どのような対応を考えているか。</p>	<p>・日常生活用具給付等事業については、市町村の基準・判断により支給決定がされるものですが、今後「徳島県読書バリアフリー推進計画」の理念をしっかりと周知していきたいと考えております。 ・また、徳島県視聴覚障がい者支援センターでは、手帳の有無に関係なく、視覚障がい等の読書が困難な方々を対象に、デジタイズ図書再生機器等の貸出及び操作支援を行っているところであります。</p>
7	<p>現在、視覚障がい者用ポータブルレコーダーは、視覚障がい者手帳2級以上でないと市町村へ申請できません。しかしながら、現実には3級以下の方でも読書にお困りの方が沢山いらっしゃいます。お困りの方へは、3級以下の方でも支給されるようお願いします。</p>	<p>・日常生活用具給付等事業については、市町村の基準・判断により支給決定されています。「徳島県読書バリアフリー推進計画」の理念を広く周知するとともに、いただきました御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

8	<p>中途視覚障がい者はいわゆる「情報難民」の方が非常に多くいます。手帳を取得されても、様々な福祉機器がある事を知らない方が沢山います。最近ようやく「ロービジョンネットワーク」が徳島県でも進み出していますが、まだまだ、眼科、支援センター、各市町村等の連携が上手くいっていないように感じます。</p> <p>中途視覚障がい者が障害者手帳を交付される時に、必ず各役場の福祉課担当の方が、ご本人に福祉機器のご説明をきちんとされる事を望みます。</p> <p>特に郡部にお住まいの視覚障がい者は、「情報難民」の方が徳島市近辺の方より多くいるようです。どこに住もうと、様々な情報がご本人へ届くようなシステム体系の構築ができればと感じております。</p> <p>各市町村役場の福祉課担当職員は、福祉機器の知識をしっかりと持っていただきたい。窓口対応でご説明不足による情報難民化が増える事を懸念します。</p>	<p>・「徳島ロービジョンネットワーク」については、医療、教育、福祉の専門家が連携し、見えにくい方への総合的な支援を目指すことを目的に構築された組織です。中途視覚障がいの方々求める情報が得られるよう、市町村に対し、福祉機器に関する適切な対応を行うよう周知を図ってまいります。</p>
9	<p>読書バリアフリー法が施行され、デージー図書などの利用対象の範囲が広がった。</p> <p>視覚障がい以外の利用対象となる方々にとって身近な公立図書館で、デージー図書等が借りられるよう、公立図書館のサピエへの入会が広がることを望むが、今後どのような施策を考えているか。</p>	<p>・読書や図書館利用が困難な障がいのある方々が、地域の身近な図書館を利用しやすくなるように、公立図書館職員に対するデージー図書再生機等の利用に係る研修や機器の貸出、またサピエの利用を促進するなど、点字図書館・公立図書館・福祉部局と連携した取組を推進していきたいと考えています。</p>
10	<p>国のバリアフリー計画に基づく、とても良い計画だと思えます。</p> <p>「図書館等の円滑な利用の促進」を読みましたが、当館でも拡大鏡や点字図書コーナー・LLブック・布絵本等を置いています。</p> <p>ただ、図書館バリアフリーサービス、点字による案内表示や、マルチメディアデージーや、図書館環境のバリアフリー化など、どれも、財源・人材育成が必要な計画かと思えます。市町村図書館では、サポートがないと難しい部分が出てくるかと思えます。</p> <p>例えば、県立図書館がバリアフリー資料・それに伴うサービスなどを一層の充実をさせ、市町村図書館を通じて、各地域に住む読書が困難な方がサポートサービスが受けられる等の対応をお願いします。</p>	<p>・公立図書館等では、各地域の実情に応じて障がい者サービスを実施しています。障がいのある方々が身近な図書館で読書しやすい環境を整えるために、点字図書館・公立図書館・福祉部局等と連携し、公立図書館職員に対するデージー図書再生機等の利用に係る研修や、サピエの利用促進等の取組を推進してまいります。</p>
11	<p>視聴覚障がい者支援センターで子ども向けにどのような取り組みが今現在行われているかわかりませんが、以前は大人向けと言われていたと思うので、子ども向けに部屋なりスペースがあるといいと思えます。読書は子どもの頃からの習慣が大きいと思えますし、少しずつ成長とともに広がりを見せ深くなっていくと思えますので、子ども向けの取り組みは大事だと思えます。また対面朗読にしても音訳図書にしても子どものリクエストを受けることのできるシステムがあるといいと思えます。</p>	<p>・徳島県視聴覚障がい者支援センターが運営する点字図書館では、児童向けの点字図書や録音図書、音声デージー、マルチメディアデージーを所蔵しております。成人向けの蔵書数と比較すると少数ですが、毎年度、数タイトル程度を増やしております。</p> <p>・なお、今年度、センター内の図書・閲覧室に「読書支援コーナー」を設置し、デージー図書やマルチメディア図書等のバリアフリー図書、読書支援機器を紹介・体験できる環境を整備する予定ですので、多くの方々に体験していただきたいと思えます。</p>

12	<p>様々な障がい者向けのデジタル図書や絵本・ブックなどの存在を幅広く市民に知って、見て、触って体験してもらうためのコーナーを図書館で設置するために、図書や絵本を県から図書館に貸出ができるようにして欲しい。</p>	<p>・デージー図書やL.L.ブックなど、様々な障がい者向け書籍がありますが、あまり知られていないのが現状です。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>もうすでに音訳図書が学習障がいや発達障がいの子どもにも活用されているようですが、学校現場ではそれほど知られているように見受けられません。学校図書館にも当たり前のように設置されて、文字からの読書が苦手な子どもに届くといいと思います。子どもは機器の利用についても習得するのに時間がかかりません。いろんな機器の操作にも児童期から慣れておくのはいいことだと思います。</p>	<p>・マルチメディアデージー図書など、発達障がい等の子供たちにとっても利用しやすい書籍について、学校への周知に努めてまいります。障がいのある子供たちが様々な読書支援機器を活用できる機会をつくるのが重要であり、いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合では、各地方公共団体にたいし、次の関連施策を推進するよう薦めています。</p> <p>(1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等 (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 (3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 (5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等</p> <p>ここで筆頭に挙げられているのは、図書館の利用に係る事項です。 とくに本県が全国より立ち遅れているのは、学校図書館の人的配備です。 人がいないために図書館・図書室に鍵をかけなければならない現状では、障がいをもつ子どもたちのみならず健常の子どもたちにおいても、読書の機会が確保されているとは言い難い状況にあります。このことは、本の数が十分にあったとしてもそれを提供する人がいなければ、所蔵されている有益な本に気づかれないことを示しています。ひいては、アクセシブルな書籍や情報端末を置くのみで子どもたちが本を手にするというわけではなく、それらを提供する人の存在があることによって、はじめてすべての人にとっての読書環境が整備される、ということを確認する必要があります。</p> <p>また、すでに配属されている職員に対し、障がい者のためのサービスに関する研修を行うことも必要です。 日々の授業や校務に忙殺されている学校現場の教員には、図書館の整備や管理に困難な状況があります。 アクセシブルな読書の機会を提供するために、小中高等学校の図書館・図書室における学校司書の全配置といった、図書館利用に係る体制の構築を優先事項に掲げることを望みます。</p>	<p>・令和2年度より、小中学校図書館の運営を支援する地域人材育成のため「図書館サポーター養成講座」を開始しました。今後は、読書に困難のある児童生徒の読書環境を整備・充実するために、学校図書館関係者に対して「徳島県読書バリアフリー推進計画」について周知するとともに、障がい者サービスを習得する研修の実施や、図書館サポーターの配置を促進してまいります。</p>

15	<p>学校では、学習に不安のある児童生徒が増えているようです。各市町村の教育委員会ですべてサピエ図書館などに利用登録して、それをタブレットや図書室の機器にダウンロードできて、というふうに、簡単に利用できる流れを構築していただけるとありがたいです。児童生徒のタブレットは、確保されていると思いますが、図書館図書室のパソコン環境はまだまだ良くないので合わせて考えていただきたい。</p>	<p>・音声や画像を取り入れた障がい者等が利用しやすい書籍の活用は、学習意欲の向上や学びを深める一助になると考えます。活字による読書に困難のある人が利用できるサピエ図書館の団体利用登録については、現在徳島視覚支援学校が行っていますが、今後は、関係各所の登録促進に努めるとともに、端末機器等を用いての読書環境整備を進めてまいりたいと考えています。また、GIGAスクール構想により、一人一台タブレットが導入されます。視覚障がい等のある児童生徒が、タブレットを用いてマルチメディアデジター図書を活用していくためには、司書教諭や学校司書をはじめとする教職員への周知及び利用方法等についての研修が必要だと考えます。関係機関と連携し、研修の充実に努めてまいります。</p>
16	<p>これからの時代、作成に手間のかかる点字図書よりもマルチメディアデジター図書のような音声図書の方が主流になってくるのかなと感じています。</p> <p>ICT導入により、視覚障がいのある方もこれまでよりもそういった図書に触れる機会を増やすことが可能になると思います。学校での1人1台のタブレット導入に伴い、視覚障がいのある方だけでなく、文字を読むことが苦手、困難である子どもたちにマルチメディアデジター図書を提供しやすくなるのではないかと期待しています。</p> <p>また、点字図書やマルチメディアデジター図書の貸し出しを希望する場合は、現状では利用申込書を提出しなければなりません。視覚障がい等、文字を読むことが困難であることを申告しなければならないのです。図書の数が限られていることが要因とは思いますが、自分の障がいをわざわざ申告しないと借りることができないというのはなかなかハードルが高いなと感じてしまいます。特に文字を読むのが苦手だと感じている子どもたちに案内する場合に利用申込書で「できないこと」を申告しなければならない心理を考えると余計に二の足を踏んでしまいます。利用者の状況把握の意味があるのかもしれませんが、もう少し配慮が必要かなと感じました。</p> <p>障がいの有無に関係なくたくさんの人に知ってもらうことこそバリアフリーの第一歩だと思いますので、せめて学校図書館に関しては障がいの有無を問うことなく貸し出し可能にさせていただきたいです。たくさん子どもたちが実際に使用して、どのようなものであるかを知ることで、世の中の読書が困難な人たちに目を向けるきっかけにもなり、支援につながるのではないかと思います。</p> <p>そのためには、学校図書館関係者、教育関係者に読書のバリアフリーについて、支援の方法、機器の使用法など研修を行うことが必要だと思います。</p>	<p>・障がいの特性や程度によって、利用しやすい書籍等は様々なことから、読書バリアフリー法の理念に基づき、県計画においても、視覚障がい者等のニーズに対応できるよう、様々な種類の書籍を充実させてまいりたいと考えています。</p> <p>・著作権第37条第3項の規定により、マルチメディアデジター図書等の貸出には制限があります。これは、著作者の権利を守るためですが、日本図書館協会は、著作者の権利に留意しつつ図書館利用の便宜を図るために「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を策定し、「視覚障害その他の視覚による表現の認識が困難な者」を判断するためのリストを作成しており、発達障がいや肢体不自由等、利用可能な方の範囲は拡大しています。マルチメディアデジター図書のようなアクセシブルな書籍を多くの方が利用できるよう、制度の周知が大切だと考えます。また、県立図書館には一部、貸出制限がなく、どなたでも貸出・利用ができるマルチメディアデジター図書があります。これらの情報についても周知等に努めてまいります。</p> <p>・なお、令和2年度より、小中学校図書館の運営を支援する地域人材育成のため「図書館サポーター養成講座」を開催しています。今後、読書バリアフリー環境を実現するためにも、図書館サポーターの配置を促進してまいります。</p> <p>・さらに、徳島県視聴覚障がい者支援センターでは、手帳の有無に関係なく、視覚障がい者等読書が困難な方々を対象に、デジター図書再生機器等の貸出及び操作支援を行っています。障がいの有無に関わらず、全ての方が様々な図書や読書支援機器を利用して読書ができるよう、環境づくりを進めてまいります。</p>

17	<p>学生時代(30年以上前です)に視覚障がいの方のための朗読の経験がありません。 今後この計画をどう発展させていかれるのか、興味を持っています。</p>	<p>・県内には点訳・音訳ボランティアをされている方がたくさんいらっしゃいます。いただいた御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>子ども達の1年は大人の1年とちがって、小さければ小さいほど成長したり、吸収したりする内容が柔軟で正しい方向で身につけばびっくりするほどの成果が現れたりすると思うので、どんどん対応できるツールを増やしていく試みはすばらしいと思う。</p>	<p>・視覚障がい等のある子供たちが、様々なアクセシブルな書籍や読書支援機器を活用できる機会をつくることが重要であると考えます。今後は学校への周知及び教職員への研修等の施策を行っていきたいと考えています。</p>
19	<p>「アクセシブルな」という記述が多く使われているのですが、なじみがなく少し分かりにくい。「サピエ図書館」という言葉にも説明があればいいと思う。評価指標は、これから追記するのでしょうか。</p>	<p>・「アクセシブルな書籍」とは、視覚障がい者等が利用しやすい書籍のことを指しています。県計画では、分かりやすい表現とともに、用語説明や評価指標を盛り込むこととしています。</p>